

徳島県アルコール健康障がい対策推進計画（案）の概要

1 計画策定の趣旨

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障がいの原因となり、アルコール健康障がいは、本人の健康の問題であるのみならず、家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことから、国のアルコール健康障がい対策に関する「基本法」「基本計画」に基づき、県において、地域の実情に即した計画を策定し、対策を推進する。

2 計画の位置づけ

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項における都道府県計画

3 計画の期間

平成28年度から平成30年度までの3年間

4 基本理念

すべての県民がアルコールに関する正しい知識を共有し、適切な支援につながる
健康で幸せに暮らせる徳島づくり

3つの達成目標

生活習慣病のリスクを高める量を
飲酒している者の低減

未成年飲酒者をなくす

妊娠中の飲酒者をなくす

5 計画の施策体系

(1) 各段階に応じたアルコール健康障がい対策の実施

①発生予防	②進行防止	③再発防止
正しい知識の普及啓発と、 不適切な飲酒の誘引防止 (ア)教育の振興等 ・出前講座や啓発イベントの開催 ・問題飲酒の危険度測定と飲酒 習慣に介入するモデル事業の実施 (イ)不適切な飲酒への対策 (ウ)人材確保及び育成 ・支援者向け専門研修の実施	早期発見・早期介入の推進と、 相談支援体制や医療の連携強化 (ア)健康診断及び保健指導 ・市町村と保健所の連携強化 (イ)ハイリスク者対策 ・自殺予防対策事業との連携 (ウ)相談支援 (エ)医療の連携強化	自助グループとの連携推進や 社会復帰のための支援 (ア)自助グループとの連携支援 ・アルコール依存症経験者の 体験談等の講演及び啓発 (イ)社会復帰の支援 ・産業医との連携による 職場復帰への支援

(2) 切れ目のない支援体制

